

佐賀県告示第 347 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 25 年 11 月 12 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字岩下山丙 11 番 3、丙 15 番、丙 25 番から丙 27 番まで、丙 30 番、丙 31 番、丙 34 番、丙 36 番、字岩下大平丙 44 番、丙 57 番、丙 71 番、丙 75 番、丙 77 番から丙 80 番まで、丙 96 番 1、丙 96 番 2、丙 98 番 1、丙 99 番 1、字一ノ坂丙 107 番、丙 116 番、丙 121 番 1、丙 121 番 4、丙 128 番 2、丙 132 番、丙 185 番 2、字苗代平丙 275 番、丙 279 番、丙 280 番、丙 284 番、丙 291 番、丙 292 番、字垣内丙 335 番、丙 348 番、丙 358 番 1、丙 361 番 2、丙 362 番、丙 365 番 2、丙 366 番、丙 367 番、丙 371 番、丙 376 番、丙 383 番、字熊川内丙 385 番 3、丙 385 番 5 から丙 385 番 7 まで、丙 385 番 12、丙 385 番 27、丙 385 番 31、丙 385 番 32、丙 397 番、丙 401 番 6、丙 407 番から丙 409 番まで、字落木場丙 420 番 1、丙 435 番、丙 436 番、丙 452 番 1、丙 452 番 2、丙 452 番 4、丙 452 番 6、丙 468 番 1、丙 468 番 2、字鏡山丙 472 番 2、丙 472 番 4、丙 484 番、字檜ノ尾乙 2863 番 6、乙 2864 番 1、乙 2864 番 2、乙 2865 番、乙 2866 番 1、乙 2874 番 1、乙 2877 番 1 から乙 2877 番 3 まで、乙 2899 番、乙 2927 番 2、乙 2927 番 3、乙 2948 番 2、乙 2955 番 2、字枯木乙 3035 番、乙 3044 番 6、乙 3044 番 12、乙 3049 番、乙 3070 番 1、乙 3083 番、乙 3084 番 1、乙 3084 番 3、乙 3091 番 1、乙 3093 番 1、乙 3097 番 1、乙 3097 番 2、乙 3107 番 2、字椎場乙 3120 番 2、乙 3120 番 3、乙 3120 番 11、乙 3120 番 14 から乙 3120 番 17 まで、乙 3120 番 19、乙 3120 番 25、乙 3120 番 29、乙 3120 番 31、乙 3120 番 38、乙

3137 番 5、乙 3138 番 1、乙 3142 番、乙 3146 番 1、乙 3149 番 2、乙 3156 番、乙 3161 番 1、乙 3203 番、乙 3205 番、乙 3207 番、乙 3214 番 2、乙 3216 番 1、乙 3216 番 2、乙 3226 番、乙 3229 番 1、字猿ノ鼻乙 3257 番、乙 3260 番、乙 3297 番、乙 3298 番、乙 3352 番、乙 3357 番、字長葉山乙 3400 番 2、乙 3402 番、乙 3406 番、乙 3410 番、乙 3447 番 2、乙 3454 番 1、字船蔵乙 3467 番、乙 3483 番、乙 3494 番、字竹ノ木場乙 3501 番、乙 3504 番 2、乙 3506 番、乙 3513 番、乙 3519 番、乙 3520 番 7、乙 3524 番、乙 3542 番、乙 3543 番、乙 3554 番、乙 3557 番 2、乙 3558 番、乙 3563 番、乙 3564 番、乙 3573 番 1、字岩下乙 3704 番、乙 3708 番、乙 3736 番 2、乙 3737 番、乙 3738 番、乙 3776 番、乙 3781 番 1、乙 3781 番 2、乙 3782 番 1、乙 3782 番 3、乙 3782 番 4、乙 3784 番、乙 3787 番、乙 3807 番、乙 3810 番 2、乙 3810 番 3、乙 3812 番 5、乙 3818 番、字岩谷山乙 3826 番 2

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)